

Press Release

令和4年8月18日

障がい福祉課

令和4年度愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金の誤払いについて

障がい福祉課が令和4年6月28日及び令和4年7月29日に支払った令和4年度愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金を同名の別法人に誤って支払っていたことが判明いたしました。

関係者に対しては、謝罪と事情説明を行い、現在、未払金については支払いの手続きを、誤払い金については返還していただく手続きを進めているところです。

今後、事務処理に当たっては、関係書類の突合やダブルチェックを徹底し、各職員が書類の内容を確実に確認するなど、再発防止に努めてまいります。

【誤払いの内容】

支払日	支払金額	概要
4.6.28	125,702円	職員の処遇改善に係る補助金を、申請した法人ではなく、同名の別法人に支払った。
4.7.29	55,755円	

※令和4年度愛媛県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金

障害福祉サービス事業所等の職員の処遇改善を目的として、申請を受けて令和4年6月から11月までの間、各事業所に毎月支給

【原因】

補助金交付決定及び支出関係書類作成、支払処理の際に、法人名のみを確認し、法人から提出された事業計画書に記載された事業所名、所在地との突合、確認作業が不十分であった。

問い合わせ先
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係 武市
TEL 089-912-2424 内線 3699